

第1回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時：平成27年6月3日（水）10：00～12：00
- 2 場 所：法務省赤れんが棟3階第4教室
- 3 出席者：安達座長，石井委員，市川委員，遠藤委員，小澤委員，折笠委員，小松崎委員，高橋委員，高柳委員，中村委員，平野委員，穂積委員，本間委員，鷺崎委員
- 4 概 要：法務省から，配付資料に関する説明を行った後，戸籍情報システムに関するデモを行った。デモに引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のよう
な指摘等がされた。

【資料1 戸籍システムに関する検討課題】

- 戸籍の事務処理で受理と決裁というのはどう違うのか。決裁は誰が行うのか。受理ということで，一旦，アクセプトし，その後に決裁という行為があるのが何のためなのかというのが，よく理解できない。受理した時点では，もしかしたら間違いがあるとか，そういう前提で受理するのか。
- 決裁中の状態は，法的に定まった状態にあるのか，そうではない中間状態にあるのか。気になるのはシステムの中で中間状態があって，その解釈が問題となるのか，それともどのように後戻りするか，法的に手続が決まっているのかという点である。
 - ・ 受理は行政処分であり，その時点で法的な効果が発生している。受理した内容に基づいて，戸籍に記録し，それが正しく記録されたかどうかを決裁という処理で確認し，登録している。このような2段階の処理を経て，最終的な戸籍というものが作られていくことになっている。
 - ・ 受理，決裁を経て，戸籍に登録をした後では，受理を撤回することができなくなる。受理撤回について，行政手続上，どう位置付けるのかというのは難しい話であり，戸籍法の特殊なところでもある。
- 例えば，届出が受理されたときには，異体字のままだったが，後で通常の字体に変えてほしいというのが，決裁中に判明した場合，手続としては，受理された内容のままで戸籍に登録された後，改めて文字を変更するのか，決裁中の状態の中で変更してしまうのか。
 - ・ 文字の変更については，戸籍の事務処理上，別の手続があるので，一旦は届出に基づいた内容で処理を進めていくという形になるのが原則。手続上は出生や死亡のそれぞれの手続と文字の字体を直すという手続は別のものと考えた方がよい。
- 民間では，既に，IDやパスワードを使ったいろいろな便利なサービスが行われており，個人情報の漏えい対策なども，当然厳格にやっている。戸籍については，特殊な感じもしなくはないが，情報システムとして考えると，あまり特殊なものとは感じていない。例えば，クレジットカードの情報が漏れると他人が本人になりすまして買い物ができるといった具体的なリスクが想像できるが，戸籍についてはどうなのか，分かりにくい。戸籍情報が漏れたときの具体的なリスク，マイナンバーと連携して問題があるとすればどういうことが想定されるのか等，戸籍ならではの特殊な面があれば教えてほしい。
 - ・ 戸籍に関しては，本籍，氏名，いつ婚姻したかなど様々な身分関係の情報が記録されており，それも個人の生まれてから死ぬまでの範囲の情報が網羅されてい

る点で、プライバシーの観点からは、情報漏えいのリスクが大きいと考えられる。

- 届出が受理された後、決裁中の状態で、受理について争いとなったとき、手続がどこまで進んでいたのかも裁判で争う際のポイントになるような気がする。そうすると窓口の裁量で、適当に手続を進めるのはあまり許されないように思うので、システム全体のデザインもそうになっていないといけないのではないか。現実の届出人とのやりとりでは、いろいろペンディングの状態を作らざるを得ないかもしれないが、システム化するときにはそういった制度との狭間をどう埋めるかを検討すべき。
- 戸籍情報を150年間保管するというものが、2種類あったと思うが、今後のことを考えると、長期署名で電子データを担保するとき、150年間の保管が本当に必要か、あるいは50年で良いのか、保管期間によってシステムの負荷が変わってくる。厳格に守らなければならない法律上の規定をどうやってシステムで実現するかということを考えると、ライフタイムの設定が非常に重要な要素になってくる。システムの検討に当たって、法律の規定をどう実現していくか、実施していくかという点については、かなり具体的に考える必要があるのではないか。
- 人間が人手でやる作業は極めて柔軟で、例外に対処することができる形になっているので、それをそのままシステム化すると相当複雑なシステムになってしまう。システムに関する手続の部分は相当すっきりと簡略化しないと、システムのコストを抑えることができないのではないか。戸籍は、きっちりした法律に基づいた歴史のある制度なので、人手で柔軟に処理している部分がどの程度あって、それをどこまで排除することができるかというのがポイントではないか。
- 業者に委託する調査・研究の話があったが、このワーキンググループでは、今後、その調査結果に基づいて議論していくのか、あるいは自由に議論していくのか、どのように進めていくのか。
 - ・ ワーキンググループは、調査・研究の結果を評価する立場という位置付けでもあるが、ワーキンググループの議論の中で新たに調査すべき事項が出てくれば業者に調査を依頼するといった有機的な関係を考えている。
- マイナンバーの利用範囲の拡大の対象として戸籍事務を含めるといった考え方が出てきた背景には、相続関係の手続をワンストップで行いたいという話があったと認識している。先ほど意見があったようにライフタイムの設定をどのくらいの期間にするのかが、かなり大きな検討ポイントである。
 - ・ 自分の経験からすると、遺産相続をするときには、通常でも100年間くらいの戸籍をたどらなくてははいけないという作業が発生することになると思われる。
- このワーキンググループでの検討に当たっては、ワンストップで完全に手続が行えるところまで目指すのか、ある程度手続的な負担を軽くすることを目指すのかを決めた方がよい。
 - ・ マイナンバーは現状、住民票に記載されている方を対象に付番されることとされている。これに対して、遺産相続に利用することができるように過去の戸籍情報に遡って全て付番すべきかどうかは、これから更に検討しなければならないが、やるとすればかなり大変な作業になるであろう。

- このワーキンググループでは、付番の範囲をどこまでにするのが適切であると検討するのか、それとも、付番の範囲が決まっている中で、どう実現するのかを検討するのかどちらなのか。
 - ・ 現時点で範囲についてどこまでというのを決めているものはないので、調査・研究の結果も含め、ワーキンググループでの判断、検討に役立つ資料などに基づき、この会での結論を出していただき、それを斟酌しながら、マイナンバー制度の導入に向けた将来像を探っていくという形になる。

- 先ほども話が出た遺産相続において不動産の相続をする場合には、戸籍がインデックスとして使われることになる。戸籍には所有する不動産の情報については記録されていないので、詳しくは不動産登記を調べる必要があるが、その場合でも、戸籍情報からたどっていくことが多いのではないかと。このように、様々な行政の情報の一番ベースとなる重要な情報が戸籍であると思う。そうすると、今後の行政の業務システムにおいて、マイナンバーと紐付けるかどうかは別としても、将来、戸籍がポータル（入口）となって、いろいろな制度とリンクするということを考えると、将来のことも含めてどのような設計にしていくかという視点で考えることが非常に重要なのではないかと。戸籍情報はインデックスとしての価値が非常に大きいので、設計思想を大切にすると、長期的に見たときの国全体の情報システムのコストが安くなるはず、という視点も大事なのではないかと。
 - ・ 法務局で相続登記の申請をする場合にも、申請人は戸籍を集めることで非常に苦労されている面はある。そこで、全ての戸籍情報をマイナンバーで紐付けをすれば便利だろうというのも一つの考え方ではあるが、頻度として、そのようなニーズが全体の中でどのくらいあるのかということもあると思うので、国民の利便性も考慮しながら、慎重に検討した方がよい。

- 手続をワンストップで行えるようにするところまでしないにしても、今回、戸籍のシステムを変えるときに、将来を見込んで基本設計をするか、とりあえず今出来るようにするために基本設計とするかで、将来システムを作り直す際のコストに違いが出てくることになる。いずれ全ての情報がつながるということが必然的な流れであろうから、この会では、もう少し長期的な視点での提言くらいまでしておくべきではないかと。

- 今の番号制度では、他の制度や省庁とどのような連携をすることになっているのか。
 - ・ どの主体が何の事務について、どの主体からどのような情報を取得することができるのかについては、番号法で決まっており、マイナンバーがあるからといって、どのような情報でも取得することができるということではない。

- 情報提供ネットワークシステムの関係で質問したい。例えば、ある市区町村からある市区町村に、戸籍のシステムで戸籍情報を問い合わせるという仕組みを考えるべきなのか、それとも、一つの大きな戸籍システムを作るという考え方をすべきなのか。
 - ・ 一般的によく誤解があるのだが、マイナンバー制度においては、情報の一元管理は行わないので、各省庁、地方公共団体といった情報保有機関それぞれが中間サーバに自ら保有する情報を格納している。これを前提にすると、戸籍情報について、情報保有機関である各市区町村がそれぞれの保有する戸籍情報を中間サーバに格納するという形式になるのではないかと。

- 戸籍のシステムについては、市区町村に分散しなくても、国として一つのシステムを作る方が効率的に運用できそうに思われる。そうすると、本籍地以外の市区町村からも端末を操作することで本籍地の戸籍情報にアクセスできるようになる。先ほどの説明にあったような中間サーバを介して市区町村と市区町村が通信するというようなことにはせずに、戸籍情報だけは、戸籍のシステムの中だけで情報のやりとりが完結するようなシステムを作ることは制度上可能か。
 - ・ 番号法で定められる事務ということになると、中間サーバを介さずに情報をやりとりすることはできないということになるが、その情報がどの機関のものなのかということにもよって違いがある。ある特定の省庁のデータとして位置付けられる情報であれば、その省庁の中間サーバに情報を格納することで、今おっしゃられたような形に近い運用も可能となるのかもしれない。戸籍情報は、現状、各市区町村が管理しているデータということのようなので、制度的なところを変えないと、各市区町村ごとに自らの中間サーバに情報を格納してやりとりするといった仕組みにならざるを得ないのではないか。
- 住基ネットについては、市区町村から住基ネットのサーバを通じて情報を集めるという仕組みを持っているが、戸籍についてはそのような仕組みがないようなので、どのような制度設計にするかという点と、中間サーバを介した情報のやりとりをどのように行うかという点をどう組み合わせていくかというところが、整理すべきポイントなのではないか。
 - ・ 番号制度の枠内(別表第2への追記)で対応できる範囲を明らかにした方が良い。
- 新しく作るシステムに現行システムから移行するにはある程度の期間が必要と思われるので、移行期の対応をどのように行うのかという事項を調査・研究の項目に追加していただきたい。

以 上